

○横須賀市困難な問題を抱える女性等支援調整会議設置要綱

令和7年4月1日

(設置)

第1条 横須賀市におけるドメスティック・バイオレンス（夫婦、恋人等の親密な関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制）の防止、被害者への円滑かつ安全な対応及び支援体制の構築、並びに困難な問題を抱える女性の福祉の増進を目的とした情報交換を行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、横須賀市困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 調整会議は、別表に掲げる組織に属する者をもって構成する。

(会議)

第3条 調整会議は、民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課長（以下「こども家庭支援課長」という。）が招集する。

2 調整会議の議事は、こども家庭支援課長が行う。

(組織)

第4条 調整会議は、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議をもって構成する。

2 代表者会議及び実務者会議の委員は、こども家庭支援課長が構成機関等のうちから適当と認めるものをあらかじめ指名するものとする。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとする。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、必要に応じてこども家庭支援課長が招集する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、原則として月1回以上開催するものとする。

(守秘義務)

第8条 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課において行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、こども家庭支援課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 横須賀市ドメスティック・バイオレンス防止ネットワーク連絡会議設置要綱は廃止する。

別表 (第2条関係)

| |
|--|
| 神奈川県女性相談支援センター 神奈川県立かながわ男女共同参画センター 横須賀市医師会 市内警察署 弁護士 市立学校長代表 市長室人権・ダイバーシティ推進課 民生局福祉こども部生活支援課 民生局健康部地域健康課 民生局健康部保健所保健予防課 横須賀市児童相談所 その他市長が必要と認める関係機関 |
|--|